

## 谷川岳遭難防止条例に基づく危険地区への登山禁止について

谷川岳では融雪期を迎え、気温の上昇による雪崩の発生が予想されており、登山することが著しく危険です。

このため、群馬県谷川岳遭難防止条例第7条の規定に基づき、次のとおり危険地区での登山を禁止します。

### 1 登山禁止地区

危険地区全域（別添位置図のとおり）

### 2 登山禁止期間

令和6年3月9日（土）から令和6年4月12日（金）まで（35日間）

### 3 期間設定理由

気温の上昇による雪崩の発生が予想されるため

### 4 その他注意事項

危険地区を除く一般コースについては、禁止期間中でも登山は可能ですが、登山者は事前に気象情報を確認するなど、十分な計画を立て、決して安易な行動はとらないでください。

なお、一般コースを登山する際は、事前に、登山計画書（又は登山カード）を、登山アプリ「ヤママップ」又は「コンパス」から提出いただくか、管轄の沼田警察署又は群馬県谷川岳登山指導センターに提出してください。

### 5 問い合わせ先

群馬県谷川岳登山指導センター

住所：群馬県利根郡みなかみ町湯楡曾

電話：0278-72-3688（FAX兼用）

#### ※参考1 【積雪状況（谷川岳ロープウェイ（株）調べ）】

170cm（R 6.2.26）

285cm（R 5.3.8）

440cm（R 4.3.4）

280cm（R 3.3.8）

195cm（R 2.2.26）

#### ※参考2 【過去4年間の登山禁止期間】

令和5年：令和 5年3月22日（水）～4月30日（日） 40日間

令和4年：令和 4年3月22日（火）～4月28日（木） 38日間

令和3年：令和 3年3月20日（土）～4月30日（金） 42日間

令和2年：令和 2年3月 7日（土）～4月24日（金） 49日間